

## ポータビリティ制度とは？

？ 転職などで会社や働き方が変わった場合、それまで加入していた企業年金で積み立てていた資金を他の制度に持ち運べる「ポータビリティ制度」をご存じでしょうか。

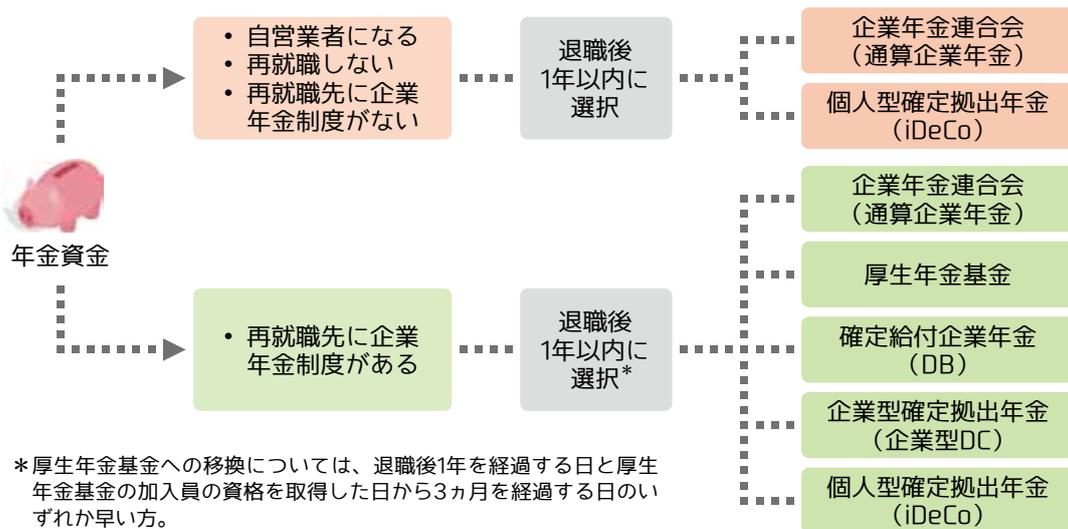


### 持ち運べる制度は5つ

転職などで会社を退職すると、企業年金から「脱退一時金」を受け取ることができりますが、これを受け取らず、再転職先の年金制度や企業年金連合会などに脱退一時金に相当する年金資金を持ち運んで、将来の年金受給に結び付けることができます。これを、「ポ

ータビリティ制度」と言います。

ポータビリティが可能な制度は、①企業年金連合会（通算企業年金）、②厚生年金基金、③確定給付企業年金（DB）、④企業型確定拠出年金（企業型DC）、⑤個人型確定拠出年金（iDeCo）——の5つです。



### 企業年金連合会（通算企業年金）

再就職が未定の場合や、再就職先に企業年金制度がある場合でも、年金資金を企業年金連合会へ持ち運ぶことができます。なお、持ち運ぶ際には所定の手数料が年金資金から差し引かれます。

### 確定給付企業年金（DB）／厚生年金基金

再就職先の会社でDBや厚生年金基金を実施していて他制度からの持ち運びを認めている場合は、年金資金を移すことができます。

### 個人型確定拠出年金（iDeCo）

再就職先が未定の場合や、自営業者などになる場合は、年金資金をiDeCoへ移すことができます。再就職先に企業年金制度がない場合にも、同様に脱退一時金相当額を移すことができます。なお、持ち運ぶ際には所定の手数料が年金資金から差し引かれます。

### 企業型確定拠出年金（企業型DC）

再就職先の会社で企業型DCを実施している場合は、年金資金を移すことが可能です。